

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

告

示

目

次

ページ

規 則

○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……………（水産経営課） 51

告 示

○土地改良区の役員の就任の届出……………（農業施設管理課） 51

○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課） 51

○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可（農業施設管理課） 51

○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 51

○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課） 52

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 52

○特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）…………… 54

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）…………… 56

道監査委員公表

○令和3年度に係る包括外部監査の結果に対する措置状況の公表…………… 57

規

則

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月25日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第47号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「年0.60パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、令和5年3月20

北海道告示第233号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、当別土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があった。

令和5年4月25日

北海道知事 鈴木直道

就任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所

令和5.4.6 理 事 宮崎康彦 石狩郡当別町字金沢1840番地

北海道告示第234号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年4月25日

北海道知事 鈴木直道

認可年月日 土地改良区名

令和5.4.14 深川土地改良区

同 由仁土地改良区

令和5.4.17 余市川土地改良区

同 江差土地改良区

北海道告示第235号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。

令和5年4月25日

北海道知事 鈴木直道

土地改良区名 土地改良施設名 管 理 規 程 の 概 要

由仁土地改良区 熊本ダム 維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

同 ポン古山ダム 同

北海道告示第236号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（中の月

地区（農業用排水施設）事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、北海道石狩振興局に備え置いて、令和５年４月26日から20日間、一般の縦覧に供する。 なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。 また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して６か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。 令和５年４月25日 北海道知事 鈴木直道 北海道告示第237号 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のように保安林を指定する。 令和５年４月25日 北海道知事 鈴木直道 １ 保安林の所在場所 勇払郡厚真町字宇隆186（次の図に示す部分に限る。）、196の1、210 ２ 指定の目的 水源^{かん}の涵養 ３ 指定施業要件 （１）立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 宇字隆186・196の１（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）、210 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 （２）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）	なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の適用を受ける。 令和５年４月25日 北海道後志総合振興局長 天沼宇雄 １ 入札に付する事項 （１）調達をする物品等の名称及び数量 ア 入札番号１ 複写機及びその附属品の賃貸借契約（小樽建設管理部建設行政課） （ア）調達をする物品等の名称 モノクロ複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（１月当たりの基本料金の単価及び１枚当たりの単価） （イ）調達台数及び調達予定数量 １台及び１月当たり 3,900枚 イ 入札番号２ 複写機及びその附属品の賃貸借契約（小樽建設管理部真狩出張所） （ア）調達をする物品等の名称 モノクロ複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（１月当たりの基本料金の単価及び１枚当たりの単価） （イ）調達台数及び調達予定数量 １台及び１月当たり 1,200枚 ウ 入札番号３ 複写機及びその附属品の賃貸借契約（小樽建設管理部蘭越出張所） （ア）調達をする物品等の名称 モノクロ複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（１月当たりの基本料金の単価及び１枚当たりの単価） （イ）調達台数及び調達予定数量 １台及び１月当たり 1,100枚 エ 入札番号４ 複写機及びその附属品の賃貸借契約（小樽建設管理部維持管理課） （ア）調達をする物品等の名称 モノクロ複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（１月当たりの基本料金の単価及び１枚当たりの単価） （イ）調達台数及び調達予定数量 １台及び１月当たり 8,500枚 （２）調達をする物品等の仕様等
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道後志総合振興局告示第３号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。	

- ア (1)のアからウまで 仕様書（入札番号1～3）のとおり
 イ (1)のエ 仕様書（入札番号4）のとおり
- (3) 契 約 期 間
 ア (1)のアからウまで 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 イ (1)のエ 令和5年8月1日から令和10年7月31日まで
 なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除する旨の特約を付している。
- (4) 納 入 場 所
 ア (1)のア 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政課（郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号）
 イ (1)のイ 北海道後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所（郵便番号 048-1631 虻田郡真狩村字真狩117番地2）
 ウ (1)のウ 北海道後志総合振興局小樽建設管理部蘭越出張所（郵便番号 048-1301 磯谷郡蘭越町蘭越町416番地）
 エ (1)のエ 北海道後志総合振興局小樽建設管理部維持管理課（郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号）
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 次のいずれにも該当すること。
 (1) 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていると証明した者であること。
 (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていると証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 ア 申 請 の 時 期 令和5年4月25日（火）から同年6月1日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志総合振興局総務課需品係
 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
 北海道後志総合振興局総務課需品係
- 5 入札執行の場所及び日時
 (1) 入 札 場 所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志総合振興局総務課需品係）
 (2) 入 札 日 時 令和5年6月15日（木）午前11時（送付による場合は、同月14日（水）までに必着）
 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
 令和5年4月21日付け北海道後志総合振興局告示第2号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
 (1) 交 付 場 所 4に同じ。
 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
 なお、北海道後志総合振興局のホームページ（<https://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
 有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、調達台数に係る1月当たりの入札金額（単価）に、1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定数量を乗じて得た金額を加えた合計金額（入札総価額）が最低であるものを落札者とする。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道後志総合振興局総務課需品係
- (2) 所 在 地 郵便番号 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
- (3) 電 話 番 号 0136-23-1323

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Lease of copying machine No.1 1 set
- b Lease of copying machine No.2 1 set
- c Lease of copying machine No.3 1 set
- d Lease of copying machine No.4 1 set

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., June 15, 2023

(If mailed, bids must arrive no later than June 14, 2023)

C Contact : Administrative Division, Shiribeshi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 1-jo Higashi 2-chome, Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8588 Japan
Phone : 0136-23-1323

北海道釧路総合振興局告示第4号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和5年4月25日

北海道釧路総合振興局長 菅 原 裕 之

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1)ア 落札に係る物品等の名称
複写機等の賃貸借（森林室）（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
イ 調達台数及び調達予定数量
1台及び1月当たり 300枚
- (2)ア 落札に係る物品等の名称
複写機等の賃貸借（地域政策課）（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
イ 調達台数及び調達予定数量
1台及び1月当たり 28,900枚

- (3)ア 落札に係る物品等の名称
複写機等の賃貸借（環境生活課）（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
イ 調達台数及び調達予定数量
1台及び1月当たり 14,800枚
 - (4)ア 落札に係る物品等の名称
複写機等の賃貸借（商工労働観光課）（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
イ 調達台数及び調達予定数量
1台及び1月当たり 7,100枚
 - (5)ア 落札に係る物品等の名称
複写機等の賃貸借（林務課）（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
イ 調達台数及び調達予定数量
1台及び1月当たり 13,800枚
 - (6)ア 落札に係る物品等の名称
複写機等の賃貸借（水産課）（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
イ 調達台数及び調達予定数量
1台及び1月当たり 14,700枚
 - (7)ア 落札に係る物品等の名称
複写機等の賃貸借（児童相談所）（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
イ 調達台数及び調達予定数量
1台及び1月当たり 15,200枚
 - (8)ア 落札に係る物品等の名称
複写機等の賃貸借（保健行政室）（2台計の1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
イ 調達台数及び調達予定数量
2台及び1月当たり 59,200枚
- 2 落札を決定した日
令和5年4月13日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(1)から(3)まで及び(6)
ア 氏 名 シー・アイ・アール曽我株式会社
イ 住 所 釧路市白金町7番11号
 - (2) 1の(4)及び(5)
ア 氏 名 株式会社マルエイ六峰社
イ 住 所 釧路市仲浜町1番15
 - (3) 1の(7)

ア 氏 名 株式会社トーワ
イ 住 所 釧路市光陽町11番7号
(4) 1の(8)
ア 氏 名 大丸株式会社
イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

4 落札金額

(1)ア 基本料金 (1月当たり)	8,900円
イ 複写料金 (1枚当たり)	2.50円
(2)ア 基本料金 (1月当たり)	100円
イ 複写料金 (1枚当たり)	1.00円
(3)ア 基本料金 (1月当たり)	100円
イ 複写料金 (1枚当たり)	1.60円
(4)ア 基本料金 (1月当たり)	14,380円
イ 複写料金 (1枚当たり)	1.20円
(5)ア 基本料金 (1月当たり)	13,120円
イ 複写料金 (1枚当たり)	1.00円
(6)ア 基本料金 (1月当たり)	100円
イ 複写料金 (1枚当たり)	1.60円
(7)ア 基本料金 (1月当たり)	18,900円
イ 複写料金 (1枚当たり)	1.20円
(8)ア 基本料金 (1月当たり)	14,750円
イ 複写料金 (1枚当たり)	0.80円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和5年3月3日付け北海道釧路総合振興局告示第3号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道釧路総合振興局総務課需品係
(2) 所在地 釧路市浦見2丁目2番54号

北海道釧路総合振興局告示第5号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和5年4月25日

北海道釧路総合振興局長 菅 原 裕 之

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 入札番号1 パーソナルコンピュータの賃貸借 (釧路建設管理部本部・事業課) 一式 (1月当たりの単価) 86台
(2) 入札番号2 パーソナルコンピュータの賃貸借 (釧路建設管理部厚岸・弟子屈出張所) 一式 (1月当たりの単価) 21台
(3) 入札番号3 パーソナルコンピュータの賃貸借 (釧路建設管理部中標津・根室出張所・中標津空港管理事務所) 一式 (1月当たりの単価) 43台

2 落札を決定した日

令和5年4月13日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社トーワ
(2) 住 所 釧路市光陽町11番7号

4 落札金額

- (1) 287,760円
(2) 71,610円
(3) 144,760円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和5年3月3日付け北海道釧路総合振興局告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道釧路総合振興局総務課
(2) 所在地 釧路市浦見2丁目2番54号

北海道釧路総合振興局告示第6号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和5年4月25日

北海道釧路総合振興局長 菅 原 裕 之

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

北海道土木工事設計積算システム端末機器 (ノート型パーソナルコンピュータ) の賃貸借 (1月当たりの単価) 50台

2 落札を決定した日

令和5年4月3日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 FLCS株式会社
(2) 住 所 東京都千代田区神田練堀町3番地

4 落札金額 193,780円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和5年2月21日付け北海道釧路総合振興局告示第1号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 釧路市双葉町6番10号	(4) 81円00銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和5年2月10日付け北海道教育庁後志教育局告示第2号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	北海道教育庁十勝教育局告示第36号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和5年4月25日 北海道教育庁十勝教育局長 新 山 知 邦 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量 (1) 十勝管内道立学校で使用する電力（従量電灯B） ア 基本料金（1月当たりの単価） 1件60A イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 最初の120kWhまで 120kWhを超え280kWhまで 280kWhを超える分 合計16,036kWh (2) 十勝管内道立学校で使用する電力（従量電灯C） ア 基本料金（1月当たりの単価） 3件57kVA イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 最初の120kWhまで 120kWhを超え280kWhまで 280kWhを超える分 合計44,800kWh (3) 十勝管内道立学校で使用する電力（低圧電力） ア 基本料金（1月当たりの単価） 4件66kW イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 合計37,395kWh 2 落札を決定した日 令和5年3月28日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社ユビニティー (2) 住 所 東京都品川区東五反田1丁目10番10号オフィスT&U10階 4 落札金額

(1)ア 基本料金（１月当たりの単価） 374円 イ 電力量料金（使用電力量１kWh当たりの単価） 最初の120kWhまで38円82銭 120kWhを超え280kWhまで46円61銭 280kWhを超える分48円26銭 (2)ア 基本料金（１月当たりの単価） 374円 イ 電力量料金（使用電力量１kWh当たりの単価） 最初の120kWhまで38円82銭 120kWhを超え280kWhまで46円61銭 280kWhを超える分48円26銭 (3)ア 基本料金（１月当たりの単価） 1,275円94銭 イ 電力量料金（使用電力量１kWh当たりの単価） 32円89銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和５年２月10日付け北海道教育庁十勝教育局告示第22号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室契約支援係 (2) 所在地 帯広市東３条南３丁目	
道 監 査 委 員 公 表	
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第１項の規定により、包括外部監査人が令和３年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、同法第252条の38第６項の規定により、北海道知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。 なお、「次のとおり」については、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部行政局文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供するほか、北海道のホームページ（URL https://www.pref.hokkaido.lg.jp/）から閲覧することができる。 令和５年４月25日 北海道監査委員 稲 村 久 男 北海道監査委員 深 瀬 聡 北海道監査委員 永 山 秀 明	